

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

○共同溝を整備すべき道路を指定した件（国土交通三）	四	○内閣府令第十二号 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十九條第四項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。 平成十九年一月十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三 府令 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。 第六條の八中「道路における交通の安全に寄与することを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立した法人（以下「公益法人」という。）で、法第四十九條第一項を「同條第一項」に、「認める者」を「認める法人」に改める。 第三十八條の三中「公益法人」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立した法人（第三十八條の七第二項において「公益法人」という。）に改める。 附則 この府令は、公布の日から施行する。	九
○船舶安全法第六條ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（同三二、三三）	四	○官庁 押収物還付関係 裁判所 相統、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係 地方公共団体 教育職員免許状失効関係 会社その他	九
○登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する件（同三四）	五	○公告 諸事項	九
○航海等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する件（海上保安庁一四）	五	○人事院 文部科学省 文化庁 最高裁判所	八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（関東地方整備局一二）	六	○（皇室事項）	八
○道路に関する件（同一三）	七	○（官庁報告）	九
○道路に関する件（近畿地方整備局一）	七	○（国会事項）	八
○道路に関する件（北海道開発局一、二）	七	○（人事異動）	八
○戸籍法第一百七條の二第一項の規定による指定に関する件（法務一七）	一	○（国会事項）	八
○日本国に帰化を許可する件（同一八）	一	○（人事異動）	八
○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（文部科学三）	二	○（人事異動）	八
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁一〇三）	三	○（人事異動）	八
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同四）	三	○（人事異動）	八
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同五）	三	○（人事異動）	八
○特別母樹林の指定を解除する件（農林水産四六）	三	○（人事異動）	八
○品種登録後に名称変更された件（同四七）	三	○（人事異動）	八
○保安林の指定をする件（同四八、四九）	三	○（人事異動）	八
○保安林の指定を解除する件（同五〇）	三	○（人事異動）	八

府令

○内閣府令第十二号
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十九條第四項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成十九年一月十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三
府令
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。
第六條の八中「道路における交通の安全に寄与することを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立した法人（以下「公益法人」という。）で、法第四十九條第一項を「同條第一項」に、「認める者」を「認める法人」に改める。
第三十八條の三中「公益法人」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立した法人（第三十八條の七第二項において「公益法人」という。）に改める。
附則
この府令は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第十七号
戸籍法第一百七條の二第一項の規定により、次の市町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。
この指定は、平成十九年二月三日から効力を生ずる。
平成十九年一月十七日
法務大臣 長勢 甚遠

東京都多摩市長
千葉県長生郡長生村長
千葉県長生郡長南町長
千葉県銚子市長
宮崎県東諸郡国富町長
福島県田村市長
山形県西村山郡朝日町長
岩手県宮古市長
青森県むつ市長

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
山下登

(11) 評価の業務を行う区域
東京都の全域(島嶼部を除く)
登録年月日 平成十八年十二月二十五日
登録番号

(2) 登録番号
関東地方整備局長 18

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社J建築検査センター
住所 東京都中央区八重洲一丁目六番二号
代表者の氏名 末廣義男

(4) 住所
東京都中央区八重洲一丁目六番二号

(5) 代表者の氏名
末廣義男

(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七條第二項第一号から第三号に掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第九條第一号及び第二号に定める区分

(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
東京都中央区八重洲一丁目六番二号
東京都町田市原町田二丁目二番十三号
法第十三條の二の二の氏名
白石良一、山田佳枝、安斎貞雄

(8) 白石良一、山田佳枝、安斎貞雄

(9) 役員
末廣義男、奥山国男、内田正之、横山三郎

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
白石良一

(11) 評価の業務を行う区域
東京都(島嶼部を除く)、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く)、神奈川県、埼玉県、千葉県

○関東地方整備局告示第十三号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成十九年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年一月十七日 関東地方整備局長 中島 威夫

(一) 道路の種類 一般国道
道路線名 十七号

(二) 道路の区域
変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

群馬県利根郡みなかみ町布施野田原一五九一番一
から同町布施野田原八番二番二まで
後前 二七・三〇〇〇〇〇メートル
一五・三〇〇〇〇〇メートル
〇〇・〇〇五七
〇〇・〇〇五七

(四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所
○近畿地方整備局告示第一号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成十九年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年一月十七日 近畿地方整備局長 布村 明彦

(一) 道路の種類 一般国道
道路線名 九号

(三) 道路の区域
変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

福知山市夜久野町井田小字八代六五番一から同市夜久野町井田小字八代二三番一まで
後前 一八・七〇〇〇〇〇メートル
一八・七〇〇〇〇〇メートル
〇〇・〇〇八八

(四) 図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所
○北海道開発局告示第一号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成十九年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年一月十七日 北海道開発局長 本多 満

(一) 道路の種類 一般国道
道路線名 三十六号

(二) 道路の区域
変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

恵庭市南島松八一七番五地内
後前 四三・〇〇〇〇メートル
八七・〇〇〇〇メートル
〇〇・〇〇〇一

(四) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局札幌開発建設部
道路の種類 一般国道
道路線名 三十九号

(三) 道路の区域
変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

北見市留辺釜町昭栄二五四番一から同市留辺釜町昭栄二番一まで
後前 二二・〇〇〇〇メートル
二四・〇〇〇〇メートル
〇〇・〇〇〇〇

(四) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局網走開発建設部
道路の種類 一般国道
道路線名 二百三十一号

(三) 道路の区域
変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

石狩市厚田区望来一三番三から同市厚田区望来一五番三まで
後前 二四・〇〇〇〇メートル
二六・〇〇〇〇メートル
〇〇・〇〇〇〇

(四) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局札幌開発建設部
道路の種類 一般国道
道路線名 二百三十三号

(三) 道路の区域
変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

留萌市大字留萌村字幌糠三五八八番一から同市大和田三丁目六八番まで
後前 一七・〇〇〇〇メートル
二二・〇〇〇〇メートル
〇〇・〇〇〇〇

(四) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局留萌開発建設部
道路の種類 一般国道
道路線名 九号

(三) 道路の区域
変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

後前 二二・〇〇〇〇メートル
二二・〇〇〇〇メートル
八七・一五